

- 1 会議名
令和3年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和3年8月2日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 第6会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
小倉敬子委員（会長職務代理）
伊藤義昭委員
小澤裕司委員
藤枝香織委員
谷本有美子委員（オンライン会議システムによる出席）
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 須山宏昭
同課NPO法人係長 藤原啓道
同課主任 水溜篤志
同課職員 五味百合子
- 5 議題
特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

（阿部部長）

皆様お集まりでございますので、ただいまから、令和3年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

会議の公開について、前回同様ではございますが、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事ではございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。

また、本日は委員6名中5名が出席されていることから、過半数である4名以上となり開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることを御報告いたします。

前田会長が急きょ欠席となりましたので、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則に基づき、職務代理者である小倉委員に進行をお願いいたします。

<議事>

○特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

(小倉会長職務代理)

それでは、前回に引き続き「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用」について、審議を行ってまいりたいと思いますが、はじめに事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(小倉会長職務代理)

前回、皆様に出していただいた御意見を事務局で整理されたわけですが、資料や説明に対して何か御質問がありますか。説明については大丈夫ですね。

では、前回に引き続き全体の御意見を伺いたいのですが、資料1の上から順番に話を進めていければと思いますがいかがでしょうか。

最初の項目の「目指すべき姿」は、説明があったとおり、市の計画に基づいているということで御納得いただけたかと思います。御意見はありますか。

(谷本委員)

すでにこれは計画になってしまっているもののため、あまり細かいところを申し上げてもとは思いますが、どこかで問題点を指摘しておかなければ次の改正時に反映されないため、ここで申し上げておきます。

いただいた資料2の354ページで、施策の概要の説明があります。主に2つ目の点の後段のところで、「NPO法人の基盤強化や信頼性向上に向けた取組を支援することにより、市民からNPO法人への寄附の機運を高め、市民による相互支援を促進します」とあります。

御説明にはなかったのですが、資料2の356ページの表の3つ目に「NPO法人活動促進事業」とあり、これが今、川崎市で進められている施策の基本的な事業であると理解します。2022年度以降の第3期実施計画はこれからですね。

そうであるならば、やはり成果指標として「市内認定・条例指定NPO法人数」として掲げている数値には無理があるのではないのでしょうか。2021年度に22団体以上を目標としているところ、実際は現時点で14法人なので、明らかにかい離があります。かい離がある以上、なぜ目標に達せなかったのかという理由は押さえておく必要があります。

それにあたり、論点の2つ目とも絡んできますが、認定・条例指定NPO法人を促進していくという施策や事業そのものを、果たして今どの程度重点を置いてやるべきものなのかについて、審査会の中で何らかの意見を出した上で、広く市民や議会で議論をしていく必要性があるのではないのでしょうか。

総合計画の見直しのタイミングではないので取り扱いは難しいのですが、先ほど御紹介いただいた資料4「非営利法人格の選択に関する実態調査報告書」の後段、認定NPO法人に対する税制優遇措置のところ(101ページ)を見ていくと、「認定NPO法人を取っているということで社会的信頼性を担保しているのだから、あまり制度を緩めると信頼性が揺らいで

しまう」という声もあるし、もう一方で、「広げていくためには少し要件を緩めた方がいいのではないか」という意見もあります。

この辺りを一度、「目指すべき姿」の中で議論をしていく必要があるのではないかということを申し上げておきます。

(小倉会長職務代理)

事務局に伺いますが、2022年以降の実施計画の内容というのは、もう詳細が決まっているのですか。

(藤原係長)

第3期実施計画は来年4月からスタートになりますので、現在その内容について策定の流れの最中です。おそらく大枠が近いうちに示され、その後細かい作業に入り、来年の3月には最終版が出る形になろうかと思えます。

(小倉会長職務代理)

この実施計画の中に、谷本委員がおっしゃったような課題を今後検討しないといけないということが、別枠として盛り込めるのかどうか。今までどおりの22団体ということでこのまま突き進んでいくのか。このあたりの修正は可能なのでしょうか。

(藤原係長)

どこまで申し上げられるのか難しいところではありますが、この成果指標自体は、総合計画を立てた最初のタイミングで作った数字で、今となってはやや現実的ではない部分がございます。当初に設定した数値のため修正できない可能性もありますが、事務局側としても、このまま現実感のない数値のまま第3期実施計画をスタートしても無駄と思われかねない部分があると考えておりますので、庁内で調整ができるのか確認していきたいところがございます。

また、この場で課題とされたところをどう計画に反映させるかという点については、本審査会の答申はおそらく年度中にいただけたと考えておりますので、その内容、御意見を踏まえて第3期実施計画に反映したいと考えているところです。

(小倉会長職務代理)

では、谷本委員の意見がありましたように、実際に数字が現実とかい離しているというのは、事務局の方もある程度認識されているようですので、かい離している数値を是正できないかということと、またその次の目指す条例指定の流れに対しての意見というのも、我々の提言の中に入れていくという方向性でいかがでしょうか。谷本委員いかがですか。

(谷本委員)

元々のNPO法人制度もできてから20年、認定NPO法人制度も改正してから10年が経過しており、そもそもの問題と、運用の手続きでどうにかなる問題とが混同されているところがあります。認定NPO法人制度を市としてどう扱っていくかというのをこの中で議論していく必要があると思っておりますので、小倉委員のおっしゃった形で進めていただければと

思います。

(藤枝委員)

私も谷本委員と同じ視点で意見を持っております。意見交換をするにあたり、この成果目標を達成するということが前提となっている場合には、それに向けた議論を進めていくわけですけれども、前提がそうではないのであれば、そのことを確認した上で進める必要があるという点を確認したいです。

また、この指標が現実的でなくなってきているとしても、この審査会では指標が何団体なら適当なのかを議論する場ではないと思います。

総合計画については別に審議会や委員会があるかと思いますが、もし総合計画の中に成果指標が1つではなく他にもあるということであれば、仮にこの数値が動かせないものであっても、別の成果指標も踏まえて、どのように市民活動のための推進施策が進んでいるかを見ることができるのではないかと思います。

30 法人とか 22 法人という数値を目指すというものではなく、まずはこの制度をどうしていくかということがこの場の与えられたテーマであることを確認しておきたかったため発言しました。

(小倉会長職務代理)

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。指標が現実ととてもかい離していますが、数字自体にこだわらず増やしていくということは進めるべき施策の一つであると思いますので、『目標に向かって進めるが、あえてこの数字にこだわることはない』という共通認識を持ちたいと思います。具体的な細かい政策に関しては行政のすることなので、こういうところで意見が欲しいということがあれば、審査会で、追加で検討していけばよいかと思います。

先ほど谷本委員の発言された認定法人の位置付けをどうするかという意見ですが、これまで川崎市としては、認定を取るための近道として条例指定を取るようにしていたこともあり、認定の書類を基にして条例指定の書類を作られたので、書類の様式は変える必要がないと思うのですがいかがでしょうか。

色々なアンケートを見ても、条例指定を取っただけで寄附が大きく増えるわけではなく、認定を取ればある程度増えるということもあるため、条例指定をステップとして認知度を上げ、そこから認定を取っていくというのも良いとは思いますが、市としてはその辺のところはいかがでしょうか。

(藤原係長)

条例指定制度導入時の検討会の中でも出ていたと思いますけれども、相互支援としての枠組みであったり、団体の財政基盤の強化であったり、条例指定制度によって促される情報公開ということでの法人の質の向上ということも挙げていましたが、当初から、条例指定は認定のためのステップであり、市独自の基準を踏まえて認定に近づける意向だったと思っています。実際自分たちが川崎市における認定・条例指定法人の現状を見ても、条例指定にとどまる法人というのはよほど事情がない限り考えにくい状況です。

(小倉会長職務代理)

最初に条例を作ったときのことを思い出しましたがけれども、認定が取りやすいように、川崎市の条例指定制度も認定に合わせてレベルを高くするということは確かにあったと思います。ただ、今おっしゃったように、それによって認知度をアップするとか寄附を集めるとか情報公開をしっかりとするということを、市民活動団体や一般の NPO 法人がメリットと考えているかという、あまり感じていないと思うんです。認定や条例指定でない一般の NPO 法人でも公開はしなければいけないし情報発信をしなければいけない。条例指定になればもう少しどこかで公開をしてもらえるといるところは今無いですよ。

(藤原係長)

公開というのは広報のことでしょうか。

(小倉会長職務代理)

いわゆる広報だとか、川崎市として、条例指定の団体がいくつあって、「この法人が条例指定を取っています」「こういう風にして寄附を集め、より多くのことができるようになりました」というような、団体にメリットが伝わるようなサポートや発信はされていないと思うのですが、いかがですか。

(藤原係長)

市民向けの広報という意味では、ホームページに情報の掲示をしています。NPO 応援ガイド等のパンフレットの作成と配架、それから市民活動センターでボードの掲示というものはやっておりますが、足りないという御意見があればそれもごもっともな部分もあるかと思えます。

確認ですが、先ほど小倉委員がおっしゃっていたのは、NPO 法人に対して認定・条例指定 NPO 法人の情報を広報するということでよろしいでしょうか。それとも、市民に対して認定・条例指定 NPO 法人の情報を広報するというのでしょうか。

(小倉会長職務代理)

NPO 法人に対してです。

(藤原係長)

NPO 法人に対する認定・条例指定 NPO 法人の広報というのはあまり意識できていないところだとは思っています。

(水溜主任)

NPO 法人に対して、条例指定や認定を取ろうという宣伝ということですか。

(小倉会長職務代理)

そうです。任意団体が NPO 法人になったらこういうメリットがあるという広報と、既に NPO 法人になっている団体が、条例指定を取ってさらに認定に進むとこういうメリットがあるという広報を、二段階で、見える形でしていますか。市のホームページは大変見づらいので、もっとパッとわかるようにしてもらいたいと思います。

条例指定法人になっても寄附が集まらないならやる意味がないと思われてしまうこともあると思うので、これから数を増やしていくという目標もあるわけですから、そういうところをどうアピールするかというのは大事なことかと思い、聞いてみました。

(藤原係長)

既存法人に対する周知やアピールということですね。これまでも、全法人に郵送で条例指定や認定を目指してみませんかというアピールのチラシを配布したり、毎年 3 月頃に行っている制度説明会の御案内という形で目指してみませんかという宣伝をしていたりと、周知をしていないことはないのですが、より強化すべきという御意見が出ることも当然あり得ると思います。

(藤枝委員)

この場の進め方への御提案です。今、数をいくつという具体的な目標設定はしないまでも、やはり数が増えていくことを目指して、この制度をどういう風に変えていくのか変えていけないのかというのがこの場の議論だろうと思います。

その中で、前回ペンディングになっていましたが、川崎市版の公益要件を変えるかどうかというところが論点になると思います。どうやって増やしていくかという具体的な部分は色々アイデアも出てくるだろうとは思いますが、そもそも要件が厳しいから数が上がってこないのか、要件を緩めたとしても数が増えるかどうかわからないのかというところがはっきりしないと、論点がどうやって増やしていくかの現場の議論になってしまうかと思います。まず神奈川県、横浜市、相模原市の要件を見て、具体的に法人がどの要件で条例指定を取ってきたかということを確認したいです。

(藤原係長)

県内他都市の条例指定制度の比較について御説明します。

神奈川県条例指定法人のうち、多くが「協働、助成、表彰などの行政等から支持を受けている実績がある」ことを要件として条例指定を受けています。次いで、「100 人以上の署名など、住民等からの推薦」や、「企業または団体等から支持を受けている実績がある」ことを要件とした法人が一部あるという状況です。「実績判定期間内に 1,000 円以上の寄附をした人が年平均 100 人以上」を要件として指定を受けた法人はごくわずかでした。

横浜市の条例指定法人は「協働、助成、表彰などの行政等から支持を受けている実績がある」か「企業または団体等から支持を受けている実績」があることを要件として、条例指定を受けています。

相模原市の条例指定法人はほとんどが「協働、助成、表彰などの行政等から支持を受けている実績がある」ことを要件としています。「実績判定期間内に 1,000 円以上の寄附をした人が年平均 100 人以上」を要件として指定を受けた法人はごくわずかでした。

(藤枝委員)

寄附を集めているということを要件として指定を受けている団体が、県内の他都市ではほとんどないということですね。わかりました。

(小倉会長職務代理)

逆に、県内他都市がやっている要件を川崎市にも取り入れれば、条例指定の数が増える可能性があるということです。ただし、認定を取りに行くところはこの寄附要件がきちんとできていないと取れないということだと思いますけれども。

(水溜主任)

認定を取るときは、条例指定を取っていることをもって PST 要件を満たすので、絶対値要件以外の要件で条例指定を受けていたとしても、認定の時に絶対値要件を取らなければならなくて大変になるということはありません。

(伊藤委員)

神奈川県では、「行政から支持を得ている」という要件を使っている件数が多くあるとのことですが、具体的にはどういうことですか。

(水溜主任)

協働・助成・表彰等の内訳ははっきりわかりませんが、聞いた限りでは協働が多いです。

(伊藤委員)

地縁団体や、日ごろ県市と密接に活動している団体があると指定を取れるということですか。その内訳が知りたいです。

(水溜主任)

表彰はあまりなく、やはり協働事業により指定を受けている団体が多いと聞いています。

(伊藤委員)

委託や共催でしょうね。

(小倉会長職務代理)

ありがとうございます。小澤委員何かありますか。

(小澤委員)

つまるところ、川崎市としては、条例指定や認定を増やしていきたいわけですよね。増やしていきたい目的というのは、総合計画にあるような目的、掲げているビジョンがあるからということでしょうか。その一環として法人数を増やしていきたいけれども、実際に NPO 法人が条例指定を受けたい、あるいは認定になりたいというように手を上げてくれないとお話にならないということであれば、法人に目指す動機をどのように持ってもらうのかということになると思います。条例指定を受けると寄附をした側には税制上のメリットがあるとよく言われますが、法人側にどのようなメリットがあるのかが認識されているのか、すべてに対して広報されているのでしょうか。ビフォーアフターではないですが、『条例指定を受ける前はこうだったけれども、条例指定を受けた後はこう変わりました』というようなことを見せないと、なかなか動機付けは難しいのではないかと聞いていて思いました。

自由な議論というので言いますが、そこをきちんとやっていかないと、ふわふわして外側をつついているだけになってしまうのではないかと私は思いました。川崎市が、その後の認定のことを考えて団体の運営基盤をきっちりしようという目的であれば条件等の方向性は間違っていないとは思いますが、なおさらきちんと、これだけのメリットが NPO 法人側にあり、またフィードバックして、市民なりに返していけるということを、みんなに分かる形で出していく必要があるのではないかと思います。

(小倉会長職務代理)

谷本委員、この件に関して他に何かありますか。

(谷本委員)

藤枝委員が提案いただいたものが重要なポイントだと思っています。川崎市以外のところが公益要件にある種の独自性を持たせて緩和していること自体が、『国の基準ではなく自治体レベルで、その活動についてしっかりと行政が後ろ盾をしていますよ』というメッセージを外に打ち出す意味を持つと思います。

元は国の制度ですけれども、分権の時代において地域独自の制度を組み立てる作りになっているので、最初に条例指定制度を作ったときは一定程度ハードルを高めにして、そのまま当時の国税庁の認定に移行してもおかしくないくらいの団体を川崎市としては指定するところから始めた。そのこと自体はいいのですが、10年近く運用をしてきて、その内容がそろそろそれだけでは裾野が広がらないことに気付き始めているので、県や横浜、相模原のように、要件を少し緩めて、条例指定のすそ野を広げていくということをやりませんかということを投げかけるかどうかを、まず審査会の中で共有していくことが大事であると思います。

加えて、これは税制優遇に関わる問題なので、この審査会の中だけでその方向性を提案するのは少し怖いところがあります。公益要件を変えていくという議論をするためには、少なくとも最初のたたき台はこの審査会で作りつつも、例えばフォーラムをやるとか、市内の NPO の今活動している方たちと色々なディスカッションをしていくとか、何か外に対して市民に向けてメッセージを出していく、あるいは、国においても NPO 法人の制度は議員立法でできているくらいですから、条例を最終的に採決するのは議員なので、政治の方の関係者ともきちんと話し合っていく必要があることだと思います。公益要件をどうするかということについては、もう一度このタイミングでしっかりとディスカッションしていく必要があると認識しています。

(小倉会長職務代理)

公益要件については、前回は変えなくていいのではないかという話が多かったですが、現状の数を増やしていくことを考えるのであれば、この公益要件も、他の県や市のような要件を入れていった方がいいのか、今後どうしていくかをまた次回、もう一度考えていくべきかと思いますがいかがですか。

(藤枝委員)

谷本委員がおっしゃったとおり、この場で方向性を決めるには非常に重い議論で、今の川崎市の基準をそのまま守るという選択肢もあります。市民の方たちがもうちょっと要件を広

げてくれとおっしゃるかもしれないですし、そこをどう受け止めるかという、やり方も含めて少し御検討いただくと、今後の審査会ではそれをもってどうするか審査することになるので、アイデアは出していく必要はあるのかもしれませんが、ここで話し合うだけでは難しいのかなと思ってはいます。

(小倉会長職務代理)

公益要件を今のままとするのがひとつのパターンですね。他都市のように、川崎市独自の要件を増やしていくというパターンも考えられますが、どちらがいいかというのは公開フォーラム等で色々な意見を聞いてから再度検討するという内容を提言に入れておくかというところを次回固めていければと思います。

書類に関しては見直す余地は今のところないということでしたが、要件が増えればその部分が変わるとするのはよろしいですか。

条例指定のメリットについて、現状がわからないので、アピールをどのように行っているかわかるものを次回の委員会で持ってきていただきたいです。例えば、市のホームページでこういうものを掲載しているとか、紙ベースで年に一回 NPO 法人や一般の市民活動団体に配っていて、このように広報していますといったものを出していただければいいかと思います。

(藤原係長)

次回御用意いたします。

(小倉会長職務代理)

他に御意見があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

(藤枝委員)

今回の審議の結果は、報告書のような形でまとめて提言として出すのでしょうか。

(藤原係長)

諮問という形で検討をお願いしておりますので、最終的には審査会で答申としてまとめていただくことを想定しています。

(藤枝委員)

それではもう少し具体的なことを考えていかないといけないですね。

(小倉会長職務代理)

今出ている意見をもう少し集約して、あるべき方向性等を入れていかないといけないですね。

(伊藤委員)

NPO 法人は社会的に信頼性が高く、我々ボランティア側としても、法人化していると、実績がありきっちりやっているという印象を持ちますが、一方、最近の報道では NPO 法人

の不祥事も多くあると感じています。社会福祉法人等でも理事と評議員の相互チェックをするようにしていたりもするのですが、できるだけ法人数は増やしたいところですが、あまりシステムを簡単にしすぎると不正等の問題が出てくるので、非常にバランスが難しいなと思っています。

(小倉会長職務代理)

要件を増やしたとしても、条例指定の際には経理関係の細かい実態調査があります。経理等に関する部分の要件を緩和するということではないので大丈夫ではないかと思います。

(伊藤委員)

条例指定を受ける際に、よりしっかりチェックされるのであれば結構です。

(小倉会長職務代理)

NPO 法人化していても、色々なレベルの法人があります。条例指定のときにはかなり細かく法人運営の状況を把握されるので、条例指定になっているということはある程度のハードルはクリアされていて、認定になればさらにクリアされる部分が大きくなって、寄附金の控除も大きくなるということです。自分たちの活動にどういうメリットがあるかということをも NPO 法人自身が認識して、イメージが湧くということが大事だと思います。

(伊藤委員)

わかりました。

(小倉会長職務代理)

小澤委員何かありますか。

(小澤委員)

NPO 法人の経理が弱体というのは、ほとんどの団体に言えることです。我々会計に携わっている人間でも NPO 法人の経理はよくわからないと言われる部分があるのでお互いさまではあるけれども、NPO 法人の経理が弱体というのは色々と相談を受けたりする中では、もうこれは宿痾と言ってもいいですね。全員が善人であれば不祥事は起きませんが、誰か悪いことを考える人がいれば簡単に不祥事が起きてしまうと実感しているところです。

今回の話とは少しずれますが、法人が最初にできたタイミングが大事になります。川崎市としてはアドバイザー制度等を設けてサポートしているので、あとはそこに法人が乗ってくるかということですが、強制できれば強制して、全法人に一回は研修を受けさせるようにして、しっかりやってほしいという気持ちはあります。

(小倉会長職務代理)

市民活動団体は活動が主体で、経理等が得意な人が少ないというのが現実です。法人化するときに監査や会計にしっかりした人材を置かなければいけないという認識になりますので、お金のある所は税理士を頼んで指導してもらうことになったりもします。経理関係をしっかりやっていくことによって団体の足腰も強くなっていきますが、兼ね合わせがなかなか

難しいというのが NPO 法人の現実だと思います。

では、色々な意見が出ていますけれども、ここで一度、整理したいと思います。

根幹に関わる変更にあつたのかというところは、川崎市が数を増やすことがいいのかという点。地域の中にそういう団体がより増えることによって、地域の人を巻き込んで、市民相互に発展させるという、現実にはとても難しいことですが、この理念に対して具体案をどうするかということについて、みなさんの意見を追加していければ良いのではないかと思います。

それから公益要件の変更に関しては、先ほどありましたように、現状維持または、増やすということを前提とするなら、他市のような要件を入れるのかどうか。それについての決定は我々ではなく、市民に一度投げかけて、色々な意見を聞いた中で、最終的には川崎市が進む方向を決めていくということになるのではないかと思います。

運営要件については今のところ意見は出ていませんが、基本的な書類の様式の変更は事務局からお話がありました。今のままでやっていくということです。変更するとしても、公益要件のところを追加になる程度で、基本的には変わらないということによいのではないかと思います。

支援・サポートの施策が今後どういうところに必要かについては、現在どういう広報をしているかということと、広報の中で川崎市がどこに重点を置いてやっているか、逆に NPO がそこへ向かってやってみたいと思うような広報ができていくかということ、次回資料を見ながら検討していきたいと思っております。

そういう形で、まだ方向性はあまり見えていませんが、話の集約ができたかと思えます。谷本委員、追加する御意見はありますか。

(谷本委員)

次回までをお願いしたい資料がありますので 1 点。5 番目のところで、寄附についてのお話がありました。今すでに NPO 法人に対してのメリットの資料を御用意くださいという話は出ていますが、川崎市として市民に対して NPO に寄附をしたことがあるかどうかを聞いたことはあるのか、NPO 側もどのくらいの寄附を普段受けているのかがわかるような、寄附にまつわる資料を次回御用意いただけますか。

場合によってはふるさと納税に関わるようなものでも構いません。市民に寄附文化が根付いていない中で NPO に目を向けてもらうにはどうするかというところをもう少しディスカッションする必要があるならば、現状川崎市民が寄附についてどう考えているのかがわかる資料があればいただきたいです。

(藤原係長)

川崎市をターゲットにしたものがどこまであるかは現時点ではわかりませんが、確認をして、可能な範囲で次回お出しする方向で検討いたします。

(小倉会長職務代理)

私もやったことがあるのですが、川崎市は CAPAT 等のネットでもアンケートをよくやっています。寄附したことがありますかという項目が入ったアンケートは見たことがあります。

(水溜主任)

調べてみます。

(小倉会長職務代理)

市内のNPO法人の方で寄附がどのくらいの割合かというのはデータがあればいただきたいです。谷本さんがおっしゃったように、ふるさと納税は山のようにされているけれども、川崎市としてNPOへの寄附状況がわかるようなものがあればチェックしていただければありがたいです。

(伊藤委員)

純粋な寄附というのは意外と少ないです。神社仏閣とか町会の割り当てとかだと結構集まります。NPOや福祉関係に継続的に寄附をするというのは意外と少ないと思いますが、数字が見てみたいですね。

(小倉会長職務代理)

もしあれば、次回の会議までにお出しいただければと思います

(藤原係長)

第1回の資料6-2で、税額控除が行われた寄附金額というのは参考のひとつとしてお示しておりますが、これ以外に追加があればお示ししたいと思います。

(小倉会長職務代理)

他に追加の御意見ありましたらお願いします。

(小澤委員)

この審査会で話し合うものではないのですが、令和5年10月から、消費税に関して適格請求書保存方式(インボイス)が始まります。インボイスがないと、法人が課税仕入れをしても仕入税額控除ができなくなってしまうという話ですが、NPO法人でも、完全に非収益事業だけであるとか、取引相手が一般の最終消費者だけが収益の元であれば基本的には関係ありません。しかし、一般企業を相手にしているNPO法人で、規模が小さく今は課税事業者になっていないというところの場合、適格請求書発行法人になれるかなれないかによって、事業継続できないことにもなりかねません。企業側が、仕入税額控除ができないのならこのNPO法人との取引をやめるということになると、運営が成り立たなくなる可能性があることについて、NPO法人はその認識を持っているのでしょうか。

令和5年10月から適格請求書発行法人になるためには令和5年3月中に登録を済ませることとなっています。今年の10月1日から受付が開始されますが、自分が実際見ている法人に話をしても、NPO法人も、取引先の企業も認識が薄いと感じられます。あくまでも消費税の話なのですべてのNPO法人が対象になるわけでもないですし、この場の議論でどうなるというものではありませんが、川崎市の方からもアナウンスしておいた方がよいのではないかと思うので申し上げておきます。

(藤原係長)

今の件については内閣府からもメールが来ており、必要な場合は説明に行くという案内もありました。以前も小澤先生から情報提供いただいたこともありましたが、今後何らかの周知をしていかなければいけないという認識はございましたが、周知のために制度概要を端的に説明するパンフレット等が必要になりますが、現時点で手に入っていないため、10月の前に、どのようなものが手に入るか確認しなければならないと思っております。

(小澤委員)

国税庁から、平成30年頃に説明資料が出ているので、それを見ればわかります。

(水溜主任)

それをそのまま法人に送ったところで理解できるかが懸念されます。

(小澤委員)

それでも見ないよりはいいと思います。

取引相手が最終消費者だけならいいのですが、企業と取引をしていてしかもそれが収益事業であるという話になると、企業の方では、7年目から仕入れ税額控除ができなくなります。令和5年10月から令和8年9月までは仕入税額相当額の80%が控除され、それから3年間で50%控除、それ以降は控除できませんという経過措置ですので、いずれにせよ適格請求書が発行できなければ税額控除ができなくなる制度で、そのためには適格請求書発行法人として登録しないとなりません。該当するNPO法人は全体からいえばごく一部ですけれども、時期が来たらおそらく慌ててやることになるのではないのでしょうか。

(藤原係長)

年に数回、全法人発送という言い方で、市内すべての法人にチラシやお知らせ等の発送をしているので、どこかのタイミングでお知らせを入れる方向で進めたいと思います。どういう形がわかりやすく望ましいのかについて、場合によってはその内容について小澤委員に御相談をさせていただきながら検討していきたいと思っております。

(小倉会長職務代理)

専門的な情報をいただくのは非常によいと思います。藤枝委員、他にいかがですか。

(藤枝委員)

市民活動支援とNPO支援は同じグラデーションの中にはありますが、NPO法人の運営は簡単ではないですし、色々な意味での専門性も必要になってくる中で、法人支援という部分をもう少し強化しないとないと思います。この寄附促進もそうなのですが、これはNPO法人向けの寄附制度なので、法人内で寄附をどう受け止めていくかとか、どうファンドレイズしていくかというところで、市民活動支援の延長としてのNPO法人支援ではなく、法人に対するバックアップとして特別な専門部隊がサポートできるようなものが、川崎市であればあってもよいのではないかと思います。アドバイザー派遣といった特別な制度をお持ち

ちだとは伺っているのですが、もしかするとまだまだ弱いのかかもしれません。川崎市は法人化していないグループがおそらく多いと思います。そういうところも含めての市民活動支援ですけれども、そこと同程度のサポートでは弱いので、より運営が大変な法人化した団体には専門家と繋いでサポートしてもらったり、それこそプロボノを受入れていただいたり活動の場所を優遇するなどの支援を考えていかなければならず、法人が活動基盤を強化するためには、もう少し強い施策が必要なのかと思いました。

また、制度とは直接絡まないかもしれないですが、NPO 法人になった団体がさらに力強く寄附を集めていくために、側面的に告知していくとかではなく、もう少し全面サポートできるような制度があると法人も活動を頑張ろうとしていけるのかもしれないと思います。

法人は、新しい制度が来たらひとつひとつどうしようと混乱してしまいます。的確なアドバイスが一法人ごとに必要になってくるので、きめ細やかなものは、一般の市民団体とは違うレベルで必要になってくるかもしれないと思います。

(小倉会長職務代理)

市民活動センターでは、税理士や司法書士、弁護士など NPO 法人対応専門の相談員がいますが、なかなか頻繁に利用されている感じではありません。どう利用していいかわからないというところがあると思いますので、もう少し広報は必要かなと私も思いました。

では、時間が来ましたのでこれで会議を締めたいと思います。本日の御意見を事務局で取りまとめていただいて、次回までに可能な限り資料をそろえていただき、それを踏まえて議論の形を作っていきたいと思います。

進行を事務局にお返しします。

(阿部部長)

小倉委員、進行をありがとうございます。最後に事務局から今後のスケジュールについて御案内させていただきます。

(藤原係長)

次回の審査会につきましては、今後の運用の検討の3回目になります。本日の内容を踏まえて、具体的な答申時期なりスケジュールをどうするかについて、こちらで検討させていただき、次回の開催時期を前田会長とも御相談させていただいた上で、早急に時期を確定した上で、日程調整をさせていただきます。

また、7月末期限の条例指定の申出法人はございませんので、法人審査の審査会は予定されておりません。

次回も公開の予定で、オンライン会議の活用は可能ですので、必要がありましたら御連絡をお願いいたします。

(阿部部長)

谷本先生、オンラインでの御出席ありがとうございます。

また、皆さま長時間にわたる御審議ありがとうございます。これをもちまして令和3年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を終了します。本日はありがとうございます。